

# 正会員規程

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** 本規程は、NPO法人アクティブ・シニア・クラブの組織の基本を定め、正会員の役割及び活動を明確にして法人としての円滑な事業運営を図ることを目的とする。

### (正会員)

**第2条** 正会員とは士業専門家（医師、弁護士、弁理士、司法書士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士、FP技能士等）・セカンドライフ・アドバイザー認定者・シニア及びセカンドライフ向け専門家及びこの法人の目的に賛同する者とする。

## 第2章 入会及び退会

### (入会)

**第3条** 正会員として入会しようとするものは、この会員規程を承諾し、理事長に署名捺印して申し込み、承諾された場合に入会となる。

### (入会金および会費)

**第4条** 正会員は、下記の入会費および会費を納入する。年会費は入会した月から年度末までの月割りとする。

入会金は2,000円、年会費は6,000円。

2 退会者が再入会する場合、理事会の承認を得て入会金を免除することができる。

### (会員の資格の喪失)

**第5条** 正会員が次の各号に該当した場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

**第6条** 正会員は、理事長に退会届を提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

**第7条** 正会員が次の各号に該当した場合には、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) 定款やこの規程に違反をしたとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなくてはならない。

### (拠出金品の不返還)

**第8条** 既に納入した入会金、年会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 総会

### (総会の構成)

第9条 総会は、正会員をもって構成し、原則として年1回6月に開催する。総会についての詳細な規定は定款による。

## 第4章 役割及び活動

### (役割及び活動の内容)

第10条 正会員は下記の役割を担い、活動する。

(1) 会の運営

会運営について理事会から協力を要請されたときは積極的に協力する。

(2) 研修部会

必ず一つ以上の研修部会に所属し、研修部会活動に協力する。

(3) 個人活動

正会員の個人活動において、会の名称等を利用または使用するときは、必ず理事会の承認を得る。

(4) 正会員同士の協力

正会員の個人活動において、他の正会員から協力の依頼があったときは、可能なかぎり積極的に協力する。

但し、あくまでも各正会員個人間の協力で、会は一切関与しない。

(5) 厳守義務

会の情報を外部に開示・公表するときは必ず理事会の承認を得る。

また、正会員の個人情報は、一切外に漏らさないこととする。

(6) その他

その他上記で決めていない事項については、理事会に相談し、活動することとする。

## 第5章 会員特典

### (セミナー講師等)

第11条 NPOとして外部セミナーおよびNPO主催セミナーの講師および相談員を募集する場合は、正会員から優先的に依頼する。

### (著作依頼)

第12条 NPOとして書籍を出版する場合は、正会員から優先的に依頼する。

## 第6章 その他

### (NPOホームページ)

第13条 正会員の個人情報は、個々の正会員から承諾を得た情報のみを、ホームページに掲載する。

以上

改訂：平成26年9月27日